

## 社会福祉法人つづじ会 石巻市蛇田地域包括支援センター運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つづじ会が石巻市から委託を受けて運営する石巻市蛇田地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な介護予防支援事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行うものとする。

4 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組みの徹底を図る観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取組む。

5 利用者的人権の擁護、虐待防止等の観点から隨時、見守り、傾聴し、虐待発生の場合は関係機関に報告し、連携して対応していく。

6 男女雇用均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の債務を踏まえつつ、ハラスマント対策に取組む

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の各号のとおりとする。

(1) 名称 石巻市蛇田地域包括支援センター

(2) 種別 指定介護予防支援事業所

(3) 所在地 石巻市蛇田字小斎61番地1

### (職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する専門職員の職種、職員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、兼務）

介護予防支援業務の管理及び職員の指導監督を行う。

(2) 保健師等 1名以上（常勤、専従）

介護予防支援の業務を行う。

(3) 社会福祉士等 1名以上（常勤、専従）

介護予防支援の業務を行う。

(4) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤、専従）

介護予防支援の業務を行う。

(5) 介護支援専門員 1名以上（常勤、専従）

介護予防支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次の各号のとおりとする。

(1) 利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要及び重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用申込者の同意を得て、利用者の希望に基づき、介護予防サービス計画書を作成するものとする。

(2) サービスの提供を開始する月(以下この号において「提供開始月」という。)

サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月から起算して3ヶ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するものとする。

(3) 利用者の居宅を訪問しない月は特段の事情がない限り、介護予防サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用者と接触し、モニタリングを実施するものとする。

(4) サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

2 前項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、石巻市蛇田地区とする。

(事業の委託)

第9条 厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める事業者に委託することができるものとする。

2 前項の規定により、委託を行う場合は、公正中立の確保の観点から石巻市地域包括支援センター運営協議会の議を経るものとする。

(秘密保持)

第10条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 事業所は、職員であったものが、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対し、社会福祉法人つづじ会苦情解決要綱に基づき迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には高齢者虐待防止法に規定されている必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画（BCP）の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定めるものの外、運営に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月10日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年5月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年5月11日から施行する。

この規定は、令和1年12月1日から施行する。

この規定は、令和2年1月23日から施行する。

この規定は、令和2年3月15日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月22日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月26日から施行する。

この規定は、令和4年2月5日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月18日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月7日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 関係市町村並びに他の保健医療機関及び福祉サービス提供主体との連携の内容

### 第1 関係市町村との連携の内容

#### 1 サービス提供前の受給資格の確認について

指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

#### 2 介護予防サービス計画の作成について

他の介護予防支援事業者の利用を希望する他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

#### 3 利用者に関する通知について

指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援認定等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

#### 4 事故発生時の対応について

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### 第2 他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

#### 1 サービス提供困難時の対応について

利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。

#### 2 指定介護予防サービス事業者との連携について

職員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。また、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連携を継続的に行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

#### 3 介護保険施設との連携について

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介そ

の他の便宜の提供を行うものとする。

4 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに指定介護予防サービス事業者等から、連絡を受けるとともに、必要な措置を講ずる。

5 虐待防止のための措置について

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律により、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待などへの迅速かつ適切な対応を行いその旨を市町村に通知し必要な措置を講じる。

6 業務継続計画（BCP）の策定について

感染症や災害等が発生時に、利用者に対して継続したサービスを実施できるよう計画を策定し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。